

第2回亀山市まちづくり基本条例推進委員会議事概要

日時：平成26年10月3日
10:00～
場所：本庁舎3階第3委員会室

1. 会長あいさつ

本日は、報告事項で市議会総務委員会からの提言が市長あてに出ているため、この推進委員会で検討すべきものがあるのではないかとということで事務局から報告を受ける。

その後、第3期の推進委員会でどのような具体的な検討をしていくか、そして、推進計画を作らないといけないため、この推進計画をどのように作っていくかについて、スケジュールを確認した後で、この会議の進め方、どのような検討テーマを取り上げていくかということまで今日は決めていきたいと思う。

本日も、まだまだ色々ご意見をいただく段階である。まとめるのは、今日の議論を受けて行っていくため、普段お考えのことをご発言いただきたい。

2. 報告事項

(1)市議会総務委員会所管事務調査報告による提言について

事務局：資料説明

(説明要旨)

- ・提言内容の報告（条例のPR、よりよいまちづくりの推進のための調査検討、条例との整合の検証の仕組みの検討）

会長：事務局から、提言について説明があった。

2元代表制の市民代表の市議会の皆さんが、基本条例と推進委員会について、こうした方がよいのではないかとということで市長に提言された。市長の元で、我々は検討を進めているわけであるから、その意味では、この提言書は11回の会議をかけて、市民の皆さんの代表が、この推進委員会に対してこういうことをしたほうがよいのではないかと伝えてくれたというものである。

したがって、これはかなり重く受けとめる必要があると考える。これからの第3期の推進委員会で推進計画を作る際には、十分考慮しながら、特に最後の3点については、考慮をしていかなければいけないと思っている。

委員の方より、何かこの報告事項でご質問などあるか。

委員：議会でも、年に1回ぐらいは、この推進委員会の議論をチェックしていくと考えてよいのか。

事務局：所管委員会の所属議員も1年交代となり、委員会としてチェックされることはないのではないかと想定されるが、議員個人でこのあたりに関心を持たれる方は、議会の質問といった形ではチェックがあるかもしれないと考えている。委員会として、常に今後この提言の方向をチェックされるということはないだろうと認識している。

会長：ある意味、議会は4年の任期でリセットされる。今の任期のぎりぎりが出された経緯

もある。ただ、文書としてこの提言書が残っていくため、議会の方としては、個々の議員の方が色々チェックいただくことはあろうかと思う。

委員：逆に、我々が議会をチェックするという話もあるのか。

会長：7月28日に議会と意見交換をさせていただいたが、その中でも、一部の議員からは、議会基本条例の推進状況も、この推進委員会の中でチェックした方がよいのではないかという話があった。しかし、その話は、提言には出ていない。それは、議会の方で委員会を作るべきではないかと思う。

提言書の5ページにある、更なる検証の仕組みについて検討されたいという部分が、イメージがつかめない。

事務局：所管委員会の中でも議論があったところであるが、行政計画の策定時や条例の制定時などには、まちづくり基本条例との整合を確認するチェックリストを持っている。2つの条例案とそのチェックリストを示した際に、例えば、市民という定義が条例によって異なっていたという事実があった。その際に、幅広く捉えて欲しいという意見があった。実際に、条例の所管室では考えているかもしれないが、各担当室で行政計画を策定する際には整合性が考えられているのかというご意見をいただいた。それは、どこの部署であろうと、チェックリストを作って、条例との整合を確認した上で、パブリックコメントを行うなどしている。しかし、議会からはなかなか見えない部分である。

今後は、条例制定時や行政計画の策定時においては、さらに市職員の意識づけを図るためにももう少し精度を高めて、そのもの自体が議会資料やパブリックコメントの資料として出していけるようなものにしていく必要があるのではないかと考えている。

会長：まずは、チェックリストの成熟化を図るという部分で対応できるのではないかということである。

この事項については、その他、ご質問などよろしいか。ひとまず、こういう提言があったということを確認していただいた。

それでは、これを受けて、事項3の協議事項に入りたいと思う。検討テーマの絞り込みについて色々のご意見をいただいた。また、この議会からの意見も尊重しなければならない。その中で、この推進委員会で具体的に推進計画を作って、実施していくというときに、まずは全体のスケジュールについて、ご意見を伺っていきたいと思う。

3. 協議事項

(1) 今後の具体的なスケジュールについて

事務局：資料説明

(説明要旨)

- ・平成26年度、27年度の2カ年で条例の具体化に向けて必要なテーマの検討
- ・次回会議に検討テーマの説明を行い、次々回会議から議論を開始

会長：事務局から説明を受けたが、検討テーマをどうするのかといったところは、これからの議論である。その中で、推進計画を作っていくための検討テーマを出さないといけないところである。資料について、質問などあればお願いします。

委員：このスケジュールでいくと、最終的に推進委員会から市長に報告書を出すのが、27年度末になる。現在、実施中あるいは計画中の事業が、条例をどういうふうに踏まえて、進められているのかといった検討の中身が反映されなくなってしまう。この一年半かけて検討している間に事業が進んでいくものについてそうになってしまう。どういうテーマが取り上げられるか分からないが、例えばテーマが3つあったとしたら、ある程度この推進委員会で方向付けが見えてきたものについては、動いている事業について適用してもらったり、または検討してもらうことはできないのか。

会長：それは、当然やっていかなければいけないことだと思う。

議会の資料の2ページでも、この推進委員会の役割と権限と書いてあって、「条例に基づくまちづくりの推進に関する具体的な方法や条例の見直しに関する事項の調査検討を行い、その結果に基づき市長には措置義務があるため、一定の権限がある。検討範囲は、あくまで条例の趣旨を踏まえた取り組みの方向性までの検討であり、実際の事業化や制度設計については、別途専門的な組織を必要に応じて設置し検討する」と書かれており、今回もその仕組みは踏襲する。

ただ、取り組みの方向性を検討する場合に、ご発言があったように、実際の事業化や制度設計がある程度進んでいるものについては、その部分を聞きながら、推進委員会では、市には具体的にこういうことを検討してくださいということを項目出ししていかなければならない。そういう意味で言うと、一年半の間に動いている事業については、折にふれこの会議に載せながら議論していかなければいけないと思う。

事務局としては、どのように捉えているか。

事務局：基本的には、このスケジュールで考えており、前々回の1期目と同じかと思う。正式な報告書は2カ年経ってからの年度末になり、それを受けたものについては確実に措置義務となる。それまでの段階としては、推進委員会でこのような意見が出ているということを担当部署に伝えていくことは可能であると考えている。したがって、お話の間については、そのような形になると思う。

委員：委員会で出た意見が拘束力は無いにしても、それなりに重みを持って取り組んでもらうということではないと意味が無いと思う。

事務局：そのあたりは、以前からと同じで、そのとおりであると考えている。

会長：その他、スケジュールの件についてはどうか。

少し時間をかけて、具体的に検討していこうということになるということでしょうか。

事務局：全体として、1期目からご参画いただいている方は思い出していただくような形になるが、先ほど説明させていただいたようにテーマが3つあって、それぞれ2回の会議に渡ってスケジュールリングさせていただいている。1回目は説明、2回目は説明を受けての議論とさせていただいている。会議の前半に議論、後半にまた次回議論いただくテーマの説明と考えている。

その中で、例えば、条例とのチェックの話であれば、チェックリストを作って、担当室である当室がどのような視点で見ているか、対象はどのようなものとしているということ、説明させていただく。その上で、もっと条例の趣旨を踏まえて取り組みを進めるためには、このチェックリストに何が足りないのかや、この仕組みの中で何が不足しているの

かといったところにご意見をいただく。そこまでが、27年度前半までのスケジュールとイメージしている。

そこまでの中でいただいたご意見を踏まえて、事務局として推進計画をどうしていこうかということ半年ぐらいかけてイメージを固めていきたい。事務局が直接行う部分と担当部署に担ってもらう部分とあるため、そこを調整しながら、行政の原案を半年間の時間をいただいて考えていきたい。その後、報告書とずれないように調整しながら、推進計画を作っていく作業と、報告書をまとめていただく作業を並行して、27年度の後半の会議で議論していただくという想定をしている。

会長：27年度の後半になると、推進計画の原案と推進委員会の報告書というのが並行して走るというイメージで説明があった。

委員：条例改正の方向性というものが、次回の会議で出てくるが、これは27年度の改正をイメージしているのか。

事務局：前回の会議でも少し触れさせていただいたが、有識者会議の方でまちづくり協議会のことを基本条例に載せるのがよいのか、別立てがよいのか議論していただいている。また、当室の業務の関係で、有識者会議とは直接関係しないが、地方自治法の中で総合計画の策定の根拠があったが、それが無くなったため、総合計画を作っても、作らなくてもよい状態であるが、市としては、一定、今は作っていく方向だろうと検討しているため、それを条例でどうするかという話になって、既存条例の中に書くとなると、まちづくり基本条例の中に書くことが一つの候補として挙がってくる。まちづくり協議会と同じ意味で、基本条例に載せるのがよいのか、別で条例を作った方がよいのかという選択を迫られるのかということを考えている。

そして、それらについては、有識者会議の中では方向性は見えてきたのかと考えているため、その方向性を踏まえながら、市としてはまちづくり基本条例を改正するのか、しないのかということをご説明させていただきたいと考えている。但し、総合計画の関係については、実質的なことは別として、条例の中で、総合計画の基本構想を引用している部分があり、今は既になくなっていく改正前の地方自治法に定める基本構想を参照するということにしているため、新しい条例にせよ、基本条例の中に載せるにせよ、どこかに総合計画の根拠を持った条例を作った際には、何らかの改正はしないといけない予定である。そのあたりを推進委員会に諮らせていただきたいと考えている。

会長：何らかの形でまちづくり基本条例を改正することはありえるということである。

そうすると、基本条例の改正案を議会に出すリミットは、次の総合計画の策定に向けて、どこがリミットになるのか。

事務局：基本的には総合計画は議決していただく予定としているため、一番遅くても議決をいただく議会の前の議会には、絶対に根拠がないといけないと考えている。そこで上げていかなければならないと根拠なしで総合計画を作ることになる。根拠がないことが違法というわけではないが、市としては、根拠を持って作っていくというスタンスで考えているため、平成28年3月に総合計画の議決を得たいと考え、極端に言えば、そこがリミットと言えるが、そんな時期ではなく、もっと早い段階で根拠の条例は作りたいと思っている。具体的には、今年度もしくは新年度の早い段階で根拠条例の提案をしていきたいと

思っており、推進委員会でもこのタイミングでご意見をいただければと考えている。

委員：27年度中には、基本条例の改正を議会に提案したいということによいか。

事務局：新年度の早いタイミング、27年の6月までぐらいの時期になるかと考えている。

但し、まだ庁内で決まっている話でもないため、事務局での案ということである。

会長：議会基本条例の方では、議決事件に総合計画が当たっていたりしないのか。当たっていれば、改正しなくてはいけないのではないか。そのあたりの関係性はどうなっているのか。

事務局：同時に改正してもらわないといけないと考えている。

少し中身の話を言いますと、議決根拠を執行機関側で持つのか、議会側で持つのかということで、どちらで持つのかという話が出てくる。総合計画を議決することを今は議会基本条例で持っているが、どちらかに変えることもありえると思っている。

会長：他に、ご質問などいかがであるか。

だいたいこういったスケジュールで、第1期推進計画を作ったときに議論してきたようなやり方で、詳しく議論を積み重ねながら、一方では、事務局の方では推進計画を作ってもらい、27年度末にはセットで出せるようにしようというものである。このスケジュール案のとおり、進めることでよいか。

委員：了承。

会長：それでは、次に、その中で反映すべき検討テーマということで、テーマの絞り込みを資料に沿って進めていくこととする。

(2)検討テーマの絞り込みについて

事務局：資料説明

(説明要旨)

- ・第1期で示された項目別の方向性に対する進捗状況、第2期委員会で提案された検討テーマ、第3期委員より新たに提案された検討テーマの確認
- ・次期推進計画に反映すべき検討テーマ(案)の整理

会長：事務局から、検討テーマとしては、「地域づくり」、「協働」、「まちづくり基本条例との整合の検証」という3つでまとめてみたがどうかという説明を受けた。

その中でも、特に中間支援組織については、応援券の検証委員会の方に、応援券は本来何のためにあるのかというところで、中間支援組織の設立というものも視野に入っていることから、それについては検証委員会で色々とチェックをしていただくことになろうかと思う。

委員：応援券の事業で、中間支援組織の設立支援に向かうことができるのか難しいと思う。

今の応援券事業は、少し違う方向のような気がする。

委員：応援券の方向性自体は、変わっていない。今の応援券の使い方がどうなっているかということをもう一回検証しないといけない。

会長：そうすると、その結果が出るのが来年の4月か5月ぐらいということになるので、それを全く無視して、ここで中間支援組織としてこうあるべきだという議論はできないと思

うため、経過観察の方に入っているということである。

一方では、まちづくり協議会がこれからできていく中で、まち協に対する支援として市役所がやれることというのは限られている。市縁隊があるから、市縁隊の職員の皆さんがサポートされる場所はあろうかと思うが、もう一つ、まち協とまち協をつなぐ話とか、さまざまな地域活動団体とまち協をつなぐ話など、それが応援券の仕組みでもあるのだが、そういった活動を行う中間支援組織というのが、応援券に限らず、少し早めにほしいとは感じる。

委員：まちづくり協議会の数が最近急に増えている。本当にみんなが理解しているのかということ疑問に思う。

委員：まちづくり協議会は、28年度までにすべてできる予定であったかと思うが、会長からもあったように、まち協同士の協働、まち協とシンクタンクとの協働、それからまち協の位置付けが変わってくるが、まち協と自治会との協働など、そういうところでまち協自体も中間支援組織的な機能は持っていると思う。そのあたりを包含した中間支援組織のあり方を今のうちに議論したほうがよいと思う。応援券だけで中間支援組織を作ってしまうと、応援券だけになってしまい、他のことに手が回らないと思う。応援券制度は、使い始めて分かってきたが、かなり使い勝手が悪い制度である。

会長：応援券制度の仕組み自体を見直すということが、検証委員会の大きな役割になりそうな感じであるか。

委員：そのように思うため、中間支援組織のことについては、そういう意味では応援券と推進委員会の両方で検討しておいて、上手くいかないかと考えている。もっと大きな意味での中間支援組織をこちらの委員会でも検討して、その中の一つとして応援券を使う部署があるというような形も一つの方法かなと思う。

したがって、どういう設立の方法になるのか分からないが、まち協との関係も踏まえた上で、中間支援組織のあり方というのを少し議論しておいた方がよいのかと思う。

会長：その場合、ここで検討すべき中間支援組織の話は、先ほど議会の資料でもあったように、こういうことを検討してくださいということを機関決定すると、市はそれに向けての専門部署であるとか、専門検討委員会をつくってそこでいろいろ検討していくことになるであろうし、応援券の検証委員会に、改めて中間支援組織のあり方について検討してくださいという流れになるかもしれない。

そういう場合においては、中間支援組織の設立というのは、地域づくりの方にウェイトがかかるのか。それとも、市とまち協との協働の指針の見直しという方にかかってくるのか。

委員：応援券制度そのものをまちづくりの行動の一つだと考えると、ここで全体の議論をした方がよいと思う。

会長：ということは、協働という枠組みで議論をしておく必要があるのではないかとということか。

委員：そうである。おそらく放っておくと、全然できないことだと思う。誰かが手を上げないとできないと思う。だから、市で誰かをターゲットにして、官設民営でよいからやろうなどと言わないとなかなかできないと思う。

委員：今、まち協は2ヶ所で既に進んでいると聞いているが、その他は、どれくらいのレベルで進んでいるのか教えてもらいたい。

事務局：現在、25の地区コミュニティがあり、その内、5地区でまちづくり協議会が設立されている。関の方は、4つの地区コミュニティで、1つのまちづくり協議会を設立しようとしているため、分母にするのは、最終的には22地区でよいと思う。

委員：どの自治会が、どこのコミュニティに入るかということは決まっているのか。

事務局：一定、どこの自治会が、どこのコミュニティの範囲かということは決まっていると思うが、現状でも、コミュニティに属していない自治会もある。

委員：まちづくり協議会の準備委員会が進められているところもあるのではないか。

事務局：現在、先ほどの5地区以外に9地区程度で進んでいると聞いている。どのくらいの熟度になっているかは現時点ではっきりと掴んでいない。

委員：9地区が設立に向けて進行中という理解でよいか。

事務局：はい。

会長：設立済が5地区、進行中が9地区ということで、分母が22地区ということであったので、22分の14ということは、かなり動いているということは言える。

事務局：ただ、これから進められる地区については、設立がなかなか難しい地区も含まれている。

委員：目標としては、市内のすべての地区でまちづくり協議会が設立されるということによいのか。

事務局：はい。

会長：今週の水曜日に有識者会議をさせていただいたときにも、いつも議論になるが、既に活発に活動していただいている地区があり、条例の根拠が無いと活動が不便だというお話をいただくが、その根拠を基本条例の中に入れるのか、新しく別条例でやるのかという議論をしているが、その中で言うと、22分の14とかいう話が出たが、いつまで待つのかという議論が出る。既に活発に活動をしているところもあるわけだから、やっているところだけで色々な話を進めてしまってよいのではないかとこのところが悩ましいところである。

ここで議論するときの条例の改正については、1月中旬の次の会議の際には、ある程度お示しできるはずであるから、その内容をご報告できると思う。また、それを受けて、まさに地域づくりとか協働の部分で、この推進委員会として改めて議論しなければいけないことが出てくると思う。

委員：地域づくりの調査・研究のポイントが、まちづくり協議会の設立の後にも必要であるが、設立する前にも必要である。その後で検証も必要であるが、その前のポイントというものが、今、あまり無いと思う。だから、どう変わるか見えていないと思うし、リーダー育成もできていないと思う。コミュニティから名称変更だけなのかと思われる。

委員：何のために、まちづくり協議会にするのかということが分からないままている。

会長：何のためにするのかということが、いつも必要になる。

委員：実際に、なかなか説明できないというのが事実である。我々のまち協には、各種団体、自治会、老人会、婦人会などに入ってもらっており、一緒にやろうと話を進めているが、

やはり実態は、まだまだ個々の団体で進めているような状況である。もう少し溶け込みが必要である。根気よく、しっかりと教育していかないと分かってもらえない。

会長：まち協は、地域の自主的な団体であるため、設置根拠を条例に求めるにしても、そのあり方みたいなものは、地域ごとに決めるわけであるから、千差万別であってもよいと思う。ただ、いくつかの団体が入っていないと、まち協とは言えないということまでは条例上で謳えると思う。

委員：リーダーの養成が必要であるということを提案したが、その中で、9地区が進行中であるというが、その中にはリーダーのような方がおられるのか。それとも、市が現地に赴いて、協力して欲しいとお願いしているのか。

事務局：実態としては、地域によっては、地域の中に先頭で走っていただける方はいると思うし、市では地域担当職員を配置しており、今のところは1地区に1名とまではいっていないが、徐々に人数を増やしながらか、ある程度の準備段階に来た地区には1名を担当として付けるようにしており、その職員も中心になりながら、地域の中で中心となる方と協力して進めているのが現状である。

委員：地域の中で、私が頑張ろうとする人が出てこないと継続しない。

委員：そういう方が、2、3人いれば、設立できやすいのではないかと思う。

委員：ところが、1年とか2年で役員が変わっていくため、これに問題があるかと思う。ずっと役員が続けられているところは話がしやすいが、一定の期間が過ぎれば交代するところは難しい。

会長：私は、ずっと伊賀の住民自治協議会の設立に制度設計から関わっていて、合併の時からなのでもう10年以上が経つ。今、何が伊賀で議論されているかということ、本当に悲しいぐらい、当初何のためにこれを作ったのかということが全く引き継がれていない。その最大の要因は、1年交代で役員を変えてしまうことであって、何のために作ったか分からない状態となってしまっている。従前の組織と同じように、年間の行事表を見て、自分が役員の時には1年間でこれだけはしないといけないんだなと考えて、早く行事をこなして次に引き継ぐことだけになってしまっている。だから、地域が、5年後、10年後にどれだけ高齢化が進んで、どれだけ独居老人が増えるかというデータがあるにもかかわらず、そのような話にならない。それで、拳句の果てには、事務が煩雑になっているから、市職員に手伝ってほしいという話になってくる。確かに、一年交代でやっていけば、大変だと思う。そして一方では、ちゃんとやっているところでも、今度は特定の中心の方にはずっとおんぶにだっこになってしまう体制になってしまうことが心配される。

委員：役員が長いことも弊害が出てくる。

委員：伊賀地区の方は、市の支援がだいぶ入っているように思う。

会長：伊賀市の場合は、確かに手厚すぎる。職員配置が多すぎる部分がある。あれだけ大きな市域で合併したという経緯があったからでもある。そして、今、それを見直すときに、市におんぶにだっこになっている地区もあるし、そうでないところは、本当に勝手に自分たちでやっているという現状がある。すごく地域性が出てきてしまっており、それをどうするかという話が出ている。そういう中で、リーダーをどうやって育成していくかということが大きなテーマであることは確かである。だから、そんな話は色々なところで課題が

出ているわけだから、県内の色々なところの課題を見て、リーダーをどうやって育成しているか、次世代をどうやってつないでいるかということ、亀山は今、手をつけ始めたところであるから、早めにそういう支援のしくみを整えておく必要があると思う。だから、そういうような議論をこの委員会で行い、推進計画にきっちりと盛り込んでほしいということをもとめていく必要があると思う。

委員：私は、実は今おっしゃられたように、今年、持ち回りで自治会長になってしまった。実際に事務をしていたら、総会でも全体の20%も出席してこない。今までの自分はまさに我関せずだったが、自分が会長になれば、何で集まらないんだろうと思ってしまう。確かにこういった部分に問題があると思う。

1年が早く無難に過ぎればよいと思ってしまし、以前何をしていたかというのを調べるのに去年の資料を見て、これをしなければと確認をしている。その程度である。

会長：それが1年ごとに積み重なっていくから、5年、10年のスパンで見ると、地域はすごく変わっているのに、それには全然対応できていないということになる。

委員：進歩していない。

会長：そのとおりである。その仕組みを何とかしないといけない。それは、自治会だけでなく、地域の色々な団体が顔を合わせる場があれば、それがちょっと変わってくるはずだというのがまち協の発想である。自治会だけではさすがにしんどい、かと言って、地区コミュニティだけでもまたしんどい。

委員：旧亀山地区のコミュニティセンターには事務員の方がいて、ある程度長期間続けている方もいて、基本的なことはだいたい分かっているため、その人を頼りにやっていることが見受けられる。あまり何もかもやってもらうのにも問題があるかと思う。

委員：川崎は、屋生と同じ時期にモデル地区の一つになった。屋生地区はどんどん活発に進んでみえるが、はっきり言って川崎は現状としては行き詰まっている状態である。

やはり、まち協になるための検証、これになればどうなるんだという検証が少なかったと思う。センターを改築する時点で、ワークショップを行って、ハード面とソフト面で地域の課題を全部洗い出した。それがセンター改築には生かされたが、スライドして組織づくりに生かされたかというのできていない状態で詰まってしまった。

先ほど話もあったように、事務員が今まで事務的なことを全部背負ってきたのがそのまま来ているという状態である。だから、かなり事務員がしていたことも地域に落として、地域から上がってきたものやまとめてもらったものの事務作業を指示して下さいというやり方に変えてきたが、モデル地区になったからといって、ころっと変わるものではないと思う。だから、今からまち協を立ち上げよう、準備されようというところに関しては、資料のような検証をした方がよいと思う。

委員：だから、この調査・研究のポイントに書いてあることが、立ち上げる前に肝心なんだと思う。そうでないと意味が分からずやっているから、後が続かない。

委員：リーダー研修にも色々な方法があるから、やらなければいけないと思う。リーダー研修をしなければやる気も起こらないが、リーダー研修を受けるとかわいそうであるが、自分の責任だと感じてやる人も出てくる。

委員：そうするとまた地域で文句を言ったりする人が出てくる。先頭に立つ人が、しっかり

しないといけない。

委員：長い目で見て、基本的なことをしっかりやっていたら筋は通ると思う。筋を通すための研修を受けてこないと難しい面はある。

自分たちのまち協にも事務員を設けてお願いしているが、自分の判断であれやこれや仕事を与えてこなしてもらっているが、なかなか基本的なことを押さえられてないと思うのでそのあたりが難しいと感じる。

委員：昼生の例を言うと、実際の平常業務は、川崎と全く同じような状態である。長年、事務員をやってみえる方がいるため、次は何で、その次は何ということと言われたとおりやっていたら、別に何も問題が起きない。それはそれでよいのだが、リーダーの養成という意味では、今、地元でまちづくり計画というものを2年間で作っている。なかなか若い人が集まってくれなかったのだが、60台前半の方を10人集めて、地域の課題をどうすれば解決できるのか、10年後の地域をどうするのかということを見越して、課題解決のためにどうすることをすればよいのかということを検討してくださいとお願いした。実は、この目的には計画を作ることもあるのだが、計画作りに携わった方々が、将来の昼生のリーダーになってくれたらという気持ちもある。本人には言っていないが、そういう目論見をもって、勉強会を行って、半年が経過した。AとBの2つのグループがあるが、既に5、6回の議論を行っているが、なかなか自分たちが何をするか、計画作りとは何かということが見えてこなくて非常に苦戦している。こういう問題があるため、この課題をどうやって解決していこうかと議論したら、じゃあ市に頼めばよいではないか、自分たちの力では無理だという意見にすぐいってしまう。そこにいくまでに、我々にできる範囲は何か、そこからまず議論しましょうと言っている。そういう意味では、なかなかリーダーづくりというのは難しいことである。

会長：だから、こういうときに、ファシリテーターなどまとめをしてくれる人がいけばよいのであるが、それを例えば、地区の担当職員がそこに入ると、結局、さっきの話を続きになってしまう。市にやってくれよということになり、担当職員としては、イエスもノーも言えずに詰まってしまう。

だからこそ、こういうときに持ち味を發揮しないといけないのが中間支援組織であり、あるいは、ちょっとお金のある自治体であれば、そこでファシリテーションのコンサルタントを使うこともある。だったら、こういう仕組みをちょっと考えた方がよいのではないですかということ、例えばこの委員会で先行して市に申し上げることはありえると思う。

人材育成と課題の共有化を目的として、地域まちづくり計画の策定は必ず必要だということはモデル地区の検証で分かったということにして、だったら、それが効果があるということも分かっているが、それをやる時には、こういう難しい面があるから、市としてもこういう方策を考えないといけないということを今度の推進計画の中にきっちり入れてもらうということは一つのテーマとして出てくる可能性はあると思う。

そういうことを亀山市に則して、どんな課題がまち協を作るときにあるのかということを示してもらおうのが、まさにモデル地区の役回りでもある。損な役回りであると思うが。

委員：損な役回り、すごく力のいることである。

委員：そのモデル地区の経験を、自分ところだけでなく、他のコミュニティにも教えても

らいたい。

会長：今、お話があったようなモデル地区におけることをちゃんと受け止める組織がまだないということだと思う。

委員：先に進んだ地区の話をする、あそこには専門家の方がいるから、どんどん進んでいくという話も聞いたりする。会社に行っている人も、今では、60歳を超えても働き続ける方もいるため、なかなかまちづくりの計画づくりが前に進まないというのもある。

会長：地域ごと、地域なりのやり方があってよいと思う。

委員：地域ごとのやり方があってよいが、いざ困ったときに、力になってくれる人がいると大きい。

委員：当初、川崎地区は、この協議会を立ち上げるときに、毎日でなくてもよい、市職員を派遣して欲しいと依頼した。しかし、地域担当職員という方を付けてもらったので、その方に相談してやっているが、どうしてもやっぱり何かをしてくださいという方向に走ってしまう。

委員：地域担当職員は自分たちの地区にも来てもらっているが、何か教育などしてもらっているのか。

事務局：月1回程度、地域担当職員が集まって、地域づくり支援室が主管となって担当者が研修していると思う。各地域で出る問題を情報共有したり、この課題はこうしたらよいではないかという情報交換など色々とやっていると思うが、具体的な中身までは今ここでは分からない。

委員：アドバイスなどを地域にしてくれるということで来てくれているのであれば、基本的なことを勉強していただいて来てもらいたい。

事務局：おそらく様々な地域の課題を持ち帰って来ていると思う。

会長：それを期待しての担当職員の制度ではある。

委員：市の担当職員の方も、年度ごとに変わっていくのか。

事務局：基本的には同じ職員が当たるのだが、年度が変わると異動があったり、一定の年齢層を超えたりということによって変わることもある。今までは、一人で何地区も持っている職員もいたが、もう少し進んで地域で設立準備の話が前に進むと、そこには一人を張り付けるということによって変わることもある。

委員：理想は、地元で使命感のある、熱意に満ちたリーダー、しかも若い人が育つことが理想だと思う。私も若いころは、仕事が優先になってしまい、ボランティアなどには時間が無いということになってしまう。そうすると若い人を選任できないと思う。そこを経済的な支援や時間の融通などで支援する制度が必要ではないのかと思う。

会長：そういう制度の検討をすべきだという話をここで出してもらえば、そういうことも考えられていくだろうと思う。

委員：この中のポイントの部分で一番重要なのは、リーダーの養成と地域予算制度だと思う。リーダーの育成は、色々な提言ができると思うが、提言したことを市として本当に受け止めて実施する覚悟があるかどうかということが問題だと思う。すごく重い問題だと思う。費用にすると、22地区にリーダーを養成しようと思うと、たぶん年間1千万円くらいかかるのではないと思う。それぐらいの覚悟があるというのであれば、議論する意味はあ

と思う。地元やまち協の中で、リーダーを作れといってもこれは無理である。だからこそ、行政の方で、行政側にそういったリーダを作っても意味は無いが、地元のことを考えて、将来地元をどうしていこうかと考えて、行動に移せるようなリーダー学というのか、そういったものを身につける研修などを行政としてやっていく覚悟があるのかということが一番重要であると思う。

それから、ポイントにまち協と地域予算制度との関係の調査と書いてあるが、これでははっきり言ってだめである。この委員会の中で、地域予算制度を作っていくことにしないと地元で使える地域予算にならないと思う。行政側がどのような中身を検討しているのかこの資料では分からないが、たぶん権限の話などでこんなものを地元を手放して渡したらどうなるか分からないなどの議論がいっぱい出ていると思う。そのあたりを一つ一つ見ながら、委員会として、まちづくりの中でこういった地域予算制度が必要か行政にこういう地域予算にしてくださいと投げかけるようなものにしないといけないと思う。

したがって、この委員会でもものすごく重い2つのテーマを主体的に検討していった実施に移せる覚悟が事務局の皆さんにあるのかどうかを確認したい。

事務局：今、どこまでの検討を想定されているのかということがあると思うが、最初でも申し上げたとおり、詳細な制度設計について、この委員会で行うことは考えていない。

会長：例えば、リーダーの育成が必要だよねということ投げかけたときにはどうなるか。

事務局：そういったときには、どういう視点があるのかという方向性を議論いただきお示しいただくということを考えており、前回はそうであったと認識している。それについては、当然、我々事務局としても考えていかなければならないし、担当部署の方にも伝えていかななくてはならないと考えている。そして、それをどうしていくかということ推進計画の中に挙げていくことになると思う。

会長：それを半年間の検討時間の間に事務局で検討されるということになる。

委員：繰り返しになるが、その議論の中で、事務局として、これをどれだけお金がかかって実施に移していく覚悟で話を聞いてほしいと思っている。

事務局：どれだけお金がかかってという話になると、無い袖は振れないため、行政として、やれること、やれないことは出てくると思う。

委員：それはそうであるが、それぐらいの覚悟が無いと、まち協を具体的に自分たちの課題は自分たちで解決していくという組織に育て上げることはできないと思う。22 地区の内、いくつできるか分からないけれども、よく中身が分かっていないままに、名前だけ替えて作っているまち協もあると思う。実は、昼生もそうであって、名前がはっきり言って替わっただけである。そのまま動いていくから、結局、まち協が名前だけ変わって、何も実態は変わっていないということになりかねないと、個人的にはすごく危惧している。

会長：今、色々と市の中で補助金を統合する形で、地域予算を組もうと考えているが、地域予算をまち協が受け始めたら、変らざるを得ないと思う。

委員：それはそう思う。しかし、その地域予算もまち協が使える地域予算でないと意味がないと思う。今そのあたりが全く見えていない。地元にお金を渡したらどうなるか分からないと考えられているものがあると思うが、そのあたりを思い切って地域に出してみしてほしい。それで上手くいけば、次からもう少し枠を広げるなど考えてほしい。そういうような

きっちりした覚悟をもってこの議論をしたいと思っている。

会長：はい。もう完全に、地域づくりのテーマの内容を議論しているような形になるわけであるが、これで言うと、来年1月中旬に想定されている第3回の推進委員会では、まち協の根拠規定も含めて、ある程度荒くはなるが、有識者会議の方向性を踏まえて、条例改正をどうしていくかということの議論とそれから今日いただいたまち協のリーダー育成のことや地域予算についても有識者会議の考え方が出ると思うので、まずは、地域づくりというテーマについて、やっていくことになると思う。

そして、一応、地域づくり、協働、まちづくり基本条例との整合性の検証という3つのテーマに分けているが、これがメインになっていくかと思う。まずは、この3つのテーマで検討を進めていくということにさせていただいてよろしいか。

委員：了承。

会長：それから、中間支援組織の話は、いつも頭には置いておきたいと思う。いずれ必ず必要になると思っている。

地域づくり、協働、それから基本条例との整合性の検証については、検討テーマの3つ目ということで、来年の4月から5月に検討していくということでいかがでしょうか。

資料の1番の地域づくりから順番に議論を始めていくということでもよろしいか。

委員：了承。

委員：議論の順番はこれでよいと思うが、時間的に、例えば、地域づくりを次回と次々回だけの2回で議論して、その方向付けをするというのは無理だと思う。絶対に無理だと思う。リーダーの育成などは、50回ぐらい議論しないといけないのではないかと思う。

会長：ただ、先ほども話がありましたけれども、ここでこういうことについては、しっかりとやらないといけないという意見を具体的にどうしていくのかということを考えるのが、例えば、今、私たちが有識者会議を行っているものが正にそれに当たる。推進委員会でまち協に根拠法令が無いとまずいという話が出てから、根拠も含めて、地域予算制度をどういう形で組んでいくんだということで、有識者会議をやりましようとなり、別途招集されて議論しており、こういう進め方というのはありえると思う。

委員のおっしゃるとおり、なかなかすぐには進まないけれども進めていく。

委員：条例をつくったときのように、40数回やってもよいのではないかと思う。集中して議論するのはよいことだが、1回、2回ぐらいで形をつくるのは無理だと思う。

中身の話をするとかかなり難しいと思うので、こんな提案をすると怒られるかもしれないが、この委員会を月に2回開催するなどしてはどうか。

委員：予算が絡んでいるのではないか。

委員：予算が絡んでいるのであれば、個人的にはボランティアでよいと思っている。

会長：委員のお話はよく分かるのであるが、先にも言いましたが、ここでこういう検討が必要だということを市に投げかけることがこの委員会の大きな一つの役割であるので、そのボールは次から次へと投げていけばよいと思う。

それから、地域づくりについても、第3回、第4回、第5回となっていくかもしれないが、まずはたくさんボールを市の方へ投げ返して、そして、それをちゃんと市が実行しなければいけない推進計画という形でまとめてもらうことをこの委員会としては主眼と

する話になると思う。

まずは、地域づくりについて、本日も実質的な議論をいただいているが、来年の1月ぐらいに、まち協の設置根拠の話や条例改正の対応の話など一定の方向性が出るため、それを含めて、第3回、第4回ぐらいは議論していかななくてはいけないと思う。次の協働というテーマにも密接に関わっている。そういう形で議論をスタートさせていきたい。回数的问题是、また事務局と確認させていただく。そういう形で、来年1月から議論をスタートすることでよいか。

委員：回数に拘るのであるが、1月からこの議論をスタートするとなると、なかなか実のある議論にならないのではないかと思う。そう思うので、今が10月のため、今後、月に1回くらい会議を行うというのはどうか。

会長：特に、この地域づくりについて言うと、有識者会議の方で、だいたいの方向性が出てきたところである。この前から、ご意見をいただいているように、一度、きっちりと皆さんのところにお伺いして、こういう方向性で考えているがどうだろうかということについて、事務局がご意見を伺いに回る期間として10月から11月が考えられている。

委員：どこへ回るのか。

事務局：まち協に地域づくり支援室がヒアリングに行くということで聞いている。

委員：設立済みのまち協にヒアリングに行くということか。

会長：そうである。こういうような方向性で地域予算や法的根拠は検討しているのであるが、これでどうかということで、ヒアリングに10月、11月にまち協を回らせていただくということを一昨日の有識者会議で決めたところである。そのため、当然連絡はまだ行っていません。

したがって、そういうところからの意見を集約して、最終的な方向性を固めようかとなっているので、根拠規程をどの条例に置くのか、新規にするのか、基本条例を改正するかといったところも、1月にならないとはっきりした方向性は出てこないということになっている。

それから、地域づくりの方でも、地域予算の話やモデルケースの検討やリーダー育成の件についても、議論のベースになるようなものが、1月になってしまうというのは確かである。

有識者会議についても、そういったスケジュールがあるため、次回は12月25日に行うことになっている。

委員：そのヒアリングは、私たちも聞けるのか。

事務局：有識者会議で決められたヒアリングの仕組みとしては、事務局が個別にまち協を回るということであったので、傍聴していただくような機会は想定していないと思う。

委員：昼生であれば、まち協の執行委員会に説明してもらおうのか。

会長：そこまでは、有識者会議では決めていなかったが、おそらくそういう形になるだろうと思う。

ちょっとそんな動きになっているため、地域づくりについては、1月の中旬にならないと資料がまとまらないと思う。

その後、月1回ぐらいのペースでやってもよいかと思うが、予算の関係もあると思う。

事務局：今年度は、今のお話を伺っているとスケジュールのとおりかと考えている。また、27年度については、少し検討させていただく。

会長：それについては、一度検討していただければと思う。

それでは、とりあえずは、検討テーマの絞り込みとしては、事務局作成の資料4の案のとおりで、地域づくりから始めましょうということで、それから地域づくりと協働は不可分であるため、1回ごとにということにはいかないかもしれないが、まずはそこからスタートして、「地域づくり」、「協働」、「整合の検証」という3つで1度こなしてみようということにしたいと思う。

それから、27年度については、もしかすると、5月下旬から11月までの検討期間の前には、少し詰めた推進委員会もお願いすることになるかもしれないということで、予算措置の話についても一度考えてもらいたいと思う。

それでは、一応、テーマの絞り込みについては、「地域づくり」、「協働」、「条例との整合の検証」という形で、この順番で検討させていただくことにしたいと思う。

4. その他

- ・資料配布「自然ふれあいの森」の森づくりについて

- ・次回の推進委員会

日程 平成27年1月23日（金）9時00分～11時00分

場所 本庁3階第3委員会室